

EC-Council セキュリティエンジニア養成講座 オンライン講座（ライブ配信）受講規約同意書

本規約は、グローバルセキュリティエキスパート株式会社（以下「当社」といいます。）より提供する講座（以下「本講座」といいます。）の申込みおよび受講について、本講座の受講者（以下「受講者」といいます。）の権利及び義務について規定するものです。本講座の受講者は、本規約に同意することを条件に本講座を受講できるものとします。

第1条（総則）

1. 当社は、受講者に対し、第5条に定めるサービスを提供します。
2. 当社ならびに受講者は、本規約が定める義務を誠実に履行するものとします。
3. 本規約の他に、当社が、受講マニュアル、e-mail 等で本講座の受講条件を受講者に提示した場合は、当該受講条件等も本規約の一部を構成するものとします。

第2条（ご受講の条件）

1. 受講者は、Zoom のソフトウェアをインストールしていただく必要があります。
2. 受講者が本講座を受講するには、本規約に同意の上、Zoom ウェビナーに受講者情報を登録していただく必要があります。
3. 受講者は、日本の居住者に限られるものとし、日本国内においてのみ本講座を受講することができます。
4. 受講者は、当社が受講者に対し Zoom ウェビナーの事前登録案内をすることで、本講座を受講することができます。
5. 受講者が以下のいずれかに該当する場合、当社は、受講者からの申込みを承諾しないことができるものとし、かつその理由については一切の開示義務を負わないものとします。
 - ①受講者が、受講申込時に実在しないことが判明した場合および申告事項に虚偽の記載または記入漏れがあった場合
 - ②本規約に同意していない者が本講座を受講する場合
 - ③その他受講者が本講座を受講することを当社が不適当と認めた場合①受講者が、受講申込時に実在しないことが判明した場合および申告事項に虚偽の記載または記入漏れがあった場合
 - ②本規約に同意していない者が本講座を受講する場合
 - ③その他受講者が本講座を受講することを当社が不適当と認めた場合
6. 当社は、受講者の承諾を得ることなく本講座の受講の条件を変更することができます。

第3条（受講者への通知）

1. 当社は、当社が適当と判断する方法により受講者に対し、随時本規約に関する事項その他必要な事項を通知します。
2. 前項の通知は、当社が当該通知を発した時点より効力を生ずるものとします。
3. 当社が受講者に対して行った通知は本規約の一部を構成します。

第4条（本規約の改定）

当社は、将来に向けて本規約の内容を変更することがあります。本規約の内容を変更した場合、当社は第3条の規定に従い受講者に通知するものとし、かかる通知の後に本講座を受講する場合には、受講者は変更後の本規約のすべての事項について同意したものとみなします。

第5条（本講座の内容）

1. 当社は、受講者に対し、当社により Zoom ウェビナー上で公開されている講座およびそれに付帯するサービスを提供します。
2. 当社は、受講者の承諾を得ることなく本講座の内容を変更することができます。

第6条（受講開始）

当社は、受講者が本規約同意後、本講座を受講開始するために必要な設定作業を行い、受講者に本講座を受講するための事前設定方法を案内するものとします。

第7条（本講座の受講範囲）

1. 受講者は、本講座を構成する全ての情報およびソフトウェアを第三者に開示してはならないものとします。
2. 受講者は、第三者に対し本講座の再使用权の設定、頒布、販売、譲渡または貸与等を行ってはならないものとします。
3. 受講者は、前2項に違反する行為を第三者にさせてはならないものとします。

第8条（解約）

1. 受講者が講座の解約を希望する場合は、申込みをした講座の初日より10営業日前までに当社に連絡するものとします。それ以降は、受講者が本講座を解約することはできません。
2. 受講者は、当社に請求することにより、いつでも受講登録を抹消することができます。かかる場合、当社の受講者に対する返金等は一切生じないものとします。

第9条（受講資格の停止または取り消し）

1. 受講者が本講座受講中であっても、次の各号に該当する場合、当社は何ら責任を負うことなくその受講資格を停止または取消することができます。また、受講者が各号に該当する事由によって当社に損害が生じた場合、その原因となった受講者は、当社に対して損害を賠償するものとします。

①本規約の規定に違反した場合

②本講座申込み時に虚偽の申告を行った場合

③本講座の受講料金等について、支払期日を経過し、相当期間を定めて催告したにもかかわらず、なお当該期間内に支払わないとき

④反社会的行為（公序良俗に反する行為、刑事罰を受けるような行為、反社会的勢力またはそれに類する組織への所属、協力等の行為）を行ったことにより、社会的な信用を失ったと認められるとき

⑤受講者が仮差押、強制執行、競売の申立もしくは租税公課の滞納その他滞納処分を受けまたはこれらの申立、処分、通知を受けるべき事由が生じたとき

⑥受講者が自己の振出もしくは引受にかかる手形もしくは小切手の不渡り、支払停止、支払不能もしくは債務超過の状態に陥りまたは破産手続開始、特別清算開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始等の倒産処理手続の申立を受けもしくは自らこれらの申立をしたとき

⑦その他、前各号に準じて当社が受講者を不相当と判断した場合

第10条 (Zoom ウェビナー参加権利の管理)

1. 受講者は、当社が付与した Zoom ウェビナー参加権利 (以下、「参加権利」といいます) の管理責任を負います。
2. 受講者は、有償か無償かを問わず、参加権利を第三者に貸与、譲渡、名義変更、売買、質入等を行うことはできません。
3. 受講者による参加権利の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等に起因する損害の責任は受講者が負うものとし、当社は何らの責任を負わないものとします。
4. 参加権利が第三者に盗用されもしくは使用されたこと等により、本講座が中断され、または本講座に障害が生じる等、当社に損害が生じた場合には、当該参加権利を管理する受講者は、当社に対し賠償責任を負うものとし、
5. 受講者が参加権利の盗難もしくは紛失を知った場合もしくはその報告を受けた場合、または第三者による使用を知った場合もしくはその報告を受けた場合には、受講者は、直ちに当社にその旨を連絡するとともに、当社からの指示がある場合には、これに従うものとします。

第11条 (その他禁止事項)

受講者が本講座を受講するにあたり、次の各号の行為を禁止するものとします。

- ①本講座を通じて、または本講座に関連してコンピュータウイルス等の有害なプログラムを使用 (講座で指定した演習環境を除く) もしくは提供する行為
- ②本講座に関するコンテンツの全部または一部の修正および本講座に関するコンテンツをもとにした派生的制作物を作成する行為
- ③本講座を通じて入手した本講座の動画データ、音声データ、情報、文章、ソフトウェア等の保存、複製、販売、出版等を行う行為
- ④当社、本講座の他の受講者または第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利もしくは利益を侵害する行為
- ⑤法令に抵触する行為またはそのおそれのある行為
- ⑥公序良俗に反する行為
- ⑦本講座で提供する情報を改ざんする行為
- ⑧当社による本講座の運営を妨害する行為またはそのおそれのある行為
- ⑨その他、前各号に準じて当社が不相当と判断する行為

第12条 (講座の中止)

1. 当社は、次の各号の事由が生じた場合には、本講座を一部中断または中止することができるものとします。
 - ①本講座の提供にかかる当社の設備、機器またはシステムの点検保守、更新の場合
 - ②天災地変、戦争、内乱、騒擾、労働争議その他労使関係上の紛争、不可避の事故、法的制限、その他当事者の支配しえない一切の原因により、本講座の提供が困難な場合
 - ③電気通信事業者その他サービスの提供に必要な第三者の役務が提供されない場合
 - ④その他、運用上または技術上、当社が本講座の一時中断もしくは中止が必要であるか、または不可測の事態により当社が本講座の提供を困難と判断した場合

2. 当社は、前項に定める事由が生じた場合、受講者に対して予め通知を行うこととします。ただし、緊急でやむを得ない場合には、この限りではないものとします。
3. 第1項各号の事由によって本講座の一時中断または中止が発生しても、当社は一切その責を負わないものとします。

第13条（免責）

1. 本講座の受講において、次の各号の事由により受講者に何らかの支障または障害が生じた場合でも、当社は、直接的、間接的な損害にかかわらず、受講者の一切の支障または損害についてその責を負わないものとします。
 - ①当社が本講座の受講のために必要または適したソフトウェアを指定し、受講者が当該指定ソフトウェア以外を用いることで本講座を受講できない場合
 - ②受講者が受講するパーソナルコンピュータ（以下「PC」といいます。）のハードウェアまたはソフトウェアなどの故障、スペックや状態、受講者が受講するネットワークの切断等により、本講座を受講できない場合
 - ③受講者が受講するPCの時刻や言語など、受講者の設定不備に起因して受講できない場合
 - ④受講者が受講するPCの当該指定ソフトウェア以外のソフトウェアの影響で本講座を受講できないもしくは快適に受講できない場合
 - ⑤受講者が受講する周辺機器（カメラ、ヘッドセット、マイクなど）の故障や状態により、本講座を受講できないもしくは快適に受講できない場合
 - ⑥受講者が必要な準備、諸手続、受講料金の支払を実施しないことにより、本講座を受講できない場合
2. フィッシング詐欺等に伴う受講者の損害に関しては、当社は一切の責任を負わないものとします。
3. 本講座の受講に伴い受講者と第三者との間において紛争が生じた場合は、受講者の責任及び負担において当該紛争を解決し、当社は一切の責任を負わないものとします。

第14条（非保証）

当社は、本講座及びそのコンテンツについて、その正確性、有用性があること、または法律上の瑕疵がないことについて、保証するものではありません。

第15条（権利の帰属）

1. 本講座により受講者に提供されるコンテンツ（教材）の著作権その他の知的財産権は、当社または各コンテンツの著作権者に帰属します。
2. 本講座を構成するすべてのプログラム、ソフトウェア、ノウハウ、商標、商号及びそれに付随する技術全般に関する権利は、当社及び各コンテンツの著作権者に帰属し、受講者は、これらの権利を侵害する行為を一切行ってはなりません。

第16条（個人情報の取扱い）

1. 当社は、本講座遂行のため受講者より提供を受けた営業上その他業務上の情報に含まれる個人情報（以下「個人情報」という）を次の各号の本講座運営の目的の範囲内でのみ使用し、EC-Council社、ATC パートナー、販売代理店以外の第三者に開示または漏洩しないとともに、個人情報に関して個人情報の保護に関する法律を含め関連法令を遵守します。
 - ①本講座提供のための手続き（ご本人確認、代金の請求、回収、支払い等の事務処理、一般事務の連絡、問い合わせ、回答等）

- ②本講座に関する情報の提供や提案
- ③本講座の企画および受講等の調査に関する、お願い、連絡、回答等
- ④本講座の統計資料作成、分析等品質向上、企画立案のための情報作成
- ⑤受講者から同意を得た範囲で使用する場合

2. 前項の規定は、受講者による本講座の受講が終了した後も有効に存続するものとします。

3. 受講者が本規約に違反した場合、当社に対する捜査あるいは調査協力義務が生じた場合、または裁判所の命令、法令、証券取引所規則もしくは証券業協会規則に従い開示が要請される場合にはこの限りではありません。

第17条（反社会的勢力の排除）

1.お客様は、現在、自己及び「自己の財務及び事業の方針の決定を支配している者」が暴力団暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者又は暴力、威力、脅迫的言辞若しくは詐欺的手法を用いて不当な要求を行い、経済的利益を追求する者（以下これらを「反社会的勢力」という）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明します。

- ① 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- ② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- ③ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
- ④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- ⑤ 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. お客様が前条の規定に違反した場合、当社は、催告その他何らの手続きを要することなく、且つ何らの責任を負うことなく、本講座の受講をキャンセルすることができます。

第18条（合意管轄）

本規約に関連して、当社と受講者の間に争いが生じた場合は、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

上記の内容を理解した上で本規約に同意する場合は、「同意します」チェックボックスにチェックを入れてください。入力内容確認画面の「送信」ボタンを押下した時点で本規約に同意したものとみなします。